

豊後國直入郡地方の「かいち」の考察

—井手野村・城後村の場合—

目次

はじめに

第一 屋敷持百姓と經營面積

一 井手野村の場合

二 城後村の場合

三 屋敷と屋敷畠

第二、「かいち」の性格

一 屋敷とかいち

二 かいちの面積

三 かいちの田品

第三 「その」の性格

第四 村落とかいち・その
第五 まとめ

佐藤満洋

九州の屋根とも称される九重山群の東麓に大分県直入郡直入町があるが、同町は江戸時代西半分は中川領、東半分は天領に分れており、天領は12カ村からなっていた。⁽¹⁾ この天領と中川領の接する天領側に12カ村の一、井手野村（現直入町原口）があり、同村の北隣に城後村（同城後）があつた。天領側は慶長13年に竹中伊豆守の検地が行われており⁽²⁾、その時の「直入郡井手野村御検地帳」⁽³⁾、「竹中伊豆守御検地帳」（城後村）⁽⁴⁾が現存する。更に井手野村については、延享2年の検地帳⁽⁵⁾も現存し、当時の様子を知ることができます。

ところでこれらの検地帳の中に「かいち」・「かいぢ」・「その」などの語が小字にまじって散見される。「かいち」・「かいぢ」・「その」などは（一）屋敷または屋敷畠と並記されているもの、（二）屋敷または屋敷畠の近くにあるもの、（三）単独に記されているものに分けることができる。しかしこの上からは屋敷または屋敷畠と並記されているものが多くみられる。本稿はこの「かいち」・「かいぢ」・「その」などは何であるのか、どのような機能を持つた土地であるのかなどについて考察したものである。

尚、本研究をなすにあたつて御指導いただいた渡辺澄夫博士に深く感謝を捧げ、また文献を貸与下さった兼子俊一教授及び史料を快く提供いただいた田北フサ子氏、現地調査で御協力をいただいた多くの地元の方々に謝意を表する次第である。

〔付記〕

①本研究は昭和41年度文部省科学研究費交付金（各個研究II 渡辺澄夫博士）の成果の一である。

②本稿は「豊後国井手野村検地帳の研究」の一部である。

〔註〕

① 田北フサ子文書（大分県直入郡直入町城後）「田北郷暦観略記」によると文禄二年山口玄番守の検地以後、同4年から中

川候領地、府内領を経て元和元年から一時天領になり、寛永⁹年から小笠原候領地、府内領と転々とした後、萬治元年から幕末まで天領であった。

② 田北フサ子文書「前掲史料」

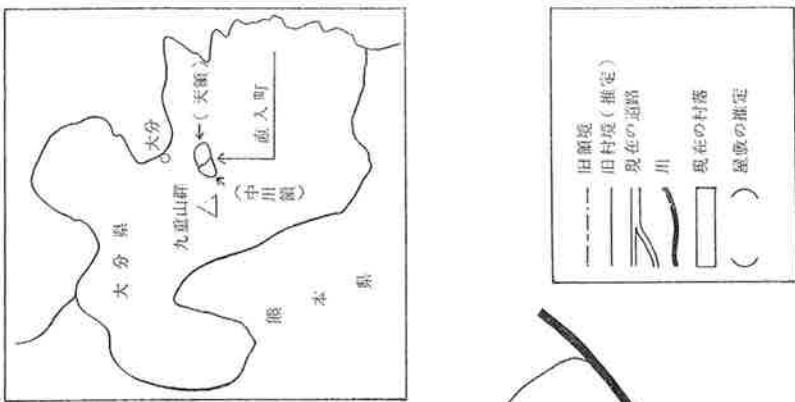
③ 田北フサ子文書 表紙には「慶長¹³年 9月吉日、直入郡井手野村御検地野帳」と書かれているが、奥書によると寛文¹⁰年（一六七〇）庚戌卯月4日に慶長¹³年の「竹中伊豆守様御検地を写」したもののようにあり、更に慶応元年（一八六五）から同³年まで田北氏方の先祖丈左衛門が井手野村兼帶庄屋を務め、この間に検地帳を写したことが記されている。

④ 田北フサ子文書

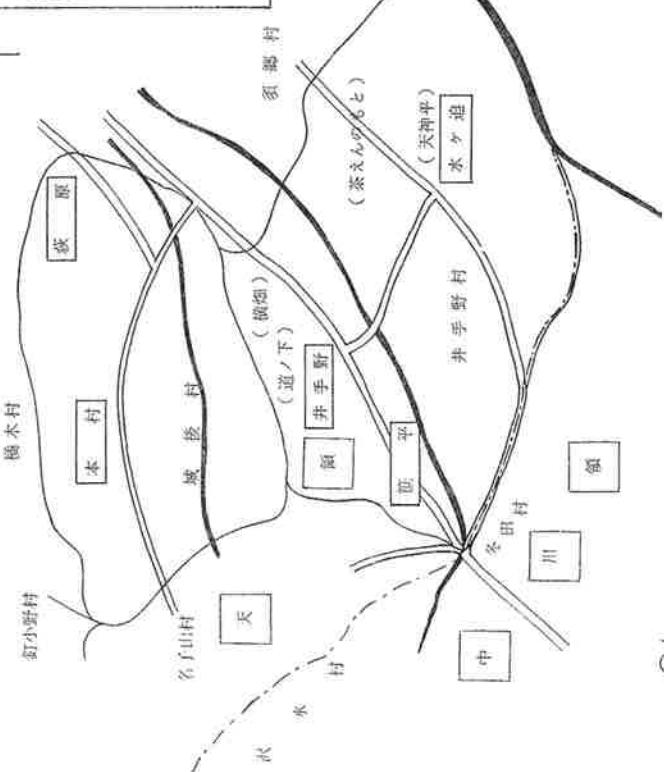
年号はないが、表紙に「竹中伊豆守検地」とあり、寛延⁴年の「豊後国直入郡城後村銘細帳」によると慶長¹³年の検地であることを知ることができる。本検地帳は末尾敷紙が破損して完結しておらず、村の総高は知ることができない。尚、本帳は初めの4頁は普通の検地帳であるが、5頁以降は名寄帳方式で記載されている。

⑤ 田北フサ子文書

表紙には「慶長¹³年 戊申 9月10日、竹中伊豆守様御改 直入郡井手野村御検地野帳」と書かれているが、内容は名寄帳となつており、奥書によると、「天和³年亥之2月20日ニ竹中伊豆守様御検地古水帳之表を以相改、永荒、惣弁高ニ相改メ置申候・・・」とあり、更に延享²年（一七四五）丑7月8日に「村中惣百姓立会、小前今取反別委細相改、古帳之表チ以書直し置事候」とあり、この帳の内容はこの時のものである。また本帳も亥（慶応³年カ）の年に田北丈左衛門が写したものである。



井手野村・城後村略図



第一 屋敷持百姓と經營面積

一 井手野村の場合

井手野村の屋敷または屋敷畠持ち百姓の經營面積を、慶長13年（一六〇八）の前掲検地帳によつてみると表(一)に示す通りである。

同年の井手野村の検地帳登録人の数は28人で、最高持高は太郎右衛門の4町8畝11歩、分米³⁴石1斗7升1合で、最底は甚五郎の1畝歩、分米6升となつてゐる。

登録人28人のうち屋敷、または屋敷畠を持つてゐる百姓は14人で、検地帳登録人の半分となつてゐる。また屋敷或は屋敷畠の筆数は21筆となつてゐる。

そこで、屋敷、または屋敷畠持百姓の持高を調べてみると、表(一)10番の善助（6反⁹畝7歩）を除けば、14番のとう允の4反5畝12歩以上の經營面積を持つ者は全員、屋敷または屋敷畠を持つてゐる。例外として25番の勘平（2畝6歩）が屋敷畠を持つてゐるが、おおむね經營面積の大きい百姓が屋敷、または屋敷畠を持つてゐる。

次に時代はやや下るが、延享2年（一七四五）の同村の名寄帳によつて同様のことを調べてみると次の通りである。（表

(二)

登録人の数は庄屋有助以下勇助までの19人と先の慶長帳（以下、慶長13年の検地帳を慶長帳、延享2年の名寄帳を延享帳と呼ぶ）より9人少くなつてゐる。そして他村からの入作として覚右衛門の名がみえ、更に平蔵分以下、喜平次分まで5人の他村居住者と考へられる者の名前がみられる。

個人別の持高は、庄屋有助の3町3反¹⁴歩以下、一般的に經營面積が減少しておらず、荒高が²⁰¹石近くに達している。しかし、屋敷または屋敷畠持百姓の数を調べてみると、井手野村の住人15人で、筆数は29筆となつており、他村居住者の手に移

つたかとも考えられる屋敷畠が5筆あるので、屋敷または屋敷畠の数は合せて33筆になつてゐる。これは慶長13年に比べると12筆の増加である。

屋敷または屋敷畠持ち百姓の経営面積は表(二)¹⁸番、又兵衛の3反2畝18歩が最低で、同11番と13番某（名寄帳に記入もれ）の7反台の例外を除けば、それ以上の経営面積を持つ百姓は全員、屋敷または屋敷畠を持つてゐる。

二 城後村の場合

井手野村の北隣に城後村があるが、同村の慶長13年の検地帳によつて、屋敷または屋敷畠持ち百姓とその経営面積の関係を調べてみると表(三)に示す通りである。

城後村の検地帳は末尾数紙が破損していて完結していないため、正確に村の様子を知ることはできないが、残存部分①によつてみると庄屋権右衛門の2町8反6畝²⁴歩、分米²⁵石6斗2升8合が最高で、喜八郎の1反1畝15歩、分米8斗8升5合が最低である。

そこで屋敷または屋敷畠持ち百姓を調べてみると、検地帳登録人27人のうち13人が屋敷または屋敷畠持ちで、筆数は24筆となつてゐる。このほかにこれからその性格などを考察しようとする「かいいち」だけの所有者が5人みられる。

城後村にあつては屋敷または屋敷畠持ち百姓13人の中でも、経営面積の広い者が屋敷または屋敷畠と「かいいち」か「その」を合せて持つてゐるが、経営面積の狭い者はそのいずれかだけを所有してゐる。更に、右の両方とも持たない者が9人みられる。

以上、井手野・城後両村の検地帳と名寄帳とをもとに、屋敷または屋敷畠持ち百姓の経営面積を概観してきたが、この両村においても屋敷（畠）持ち百姓は概して経営面積が広いという一般的な例②があつてはまる。ところで、両村の3冊の検地帳及び名寄帳には、屋敷と書かれたものと、屋敷畠と書かれた2種類のものがあるが、これはどのように違うのだろうか。次に若干の考察を試みておきたい。

(表一) 慶長13年の井手野村百姓持高

	百 姓 名	総面積	分 米	屋敷畠・かいち数	備 考
1	太郎右衛門	町反畝歩 4.0.8.11	石斗升合 34.1.7.1	④-4 ②-2	
2	善四郎	2.6.8.01	23.3.1.9	④-1 ②-1	
3	又左衛門	2.5.3.06	22.2.10中	④-1 ④-2 ②-2	
4	与助	2.3.7.15	18.6.4.4	④-1 ②-1	
5	彦六	2.2.0.00	18.1.0.3	④-2 ②-1	
6	与三郎	1.8.1.24	16.3.0.5	④-2 ②-2	
7	孫右衛門	1.6.3.18	12.0.4.1	④-1 ②-1	
8	源七郎	9.0.27	8.9.5.2	④-1 ②-1	
9	源十郎	8.9.18	7.0.7.6	④-1 ②-1	
10	善助	6.9.07	4.3.0.9		
11	三郎右衛門	6.3.18	5.4.5.0	④-1	
12	源六	5.8.03	5.5.5.4	④-1 ②-1	
13	与吉	5.0.24	5.1.0.6	④-1 ②-1	
14	とう允	4.5.12	4.4.2.7	④-1 ②-1	
15	新十郎	3.3.18	2.0.1.6		
16	可徳	1.9.03	2.1.0.1		
17	新五郎	1.8.00	1.0.0.9		
18	又三郎	1.4.12	1.5.4.8		
19	善五郎	1.4.03	8.4.6		
20	清右衛門	1.1.06	6.7.2		
21	弥三郎	8.15	9.3.5		
22	藤七郎	7.21	8.4.7		
23	弥十郎	7.12	7.1.4		
24	直右衛門	6.00	3.6.0		
25	源十	2.21	2.9.7		
26	勘亟	2.06	1.5.2	④-1	
27	新兵衛	1.06	1.3.2		
28	甚五郎	1.00	6.0		
	計	23.4.7.07	197.3.5.5中 (200.7.0.3)	④-20 ④-1 ②-15	
外 須郷村			160.9.7.4		
(注) ④=屋敷 ⑦=屋敷畠 ②=かいち					

(表二) 延享2年井手野村百姓持高

	百 姓 名	総面積	分 米	屋敷畠かいち数	備 考
1	有 助	町反畝歩 3.3.0.14	石斗升合 27.2.9.0	④- 8 ②- 1	
2	平 之 義	1.5.9.15	12.3.5.3	④- 1 ②- 1	
3	万 右 衛 門	1.4.8.00	13.1.8.9	④- 3 ②- 2	
4	清 右 衎 門	1.3.8.18	11.5.3.6	④- 2 ②- 1	
5	治 右 衎 門	1.3.8.00	12.0.8.2	④- 2 ②- 1	
6	半 左 衎 門	1.2.6.12	10.8.0.8	④- 1 ②- 1	
7	作 右 衎 門	1.0.2.28半	7.7.1.0	④- 2 ②- 3	④②各1は平歳分
8	松 右 衎 門	9.7.01	8.8.8.0	④- 1 ②- 1	
9	伝 右 衎 門	8.7.27	7.7.9.3	④- 1	
10	政 之 義	7.5.18	6.0.7.6	④- 1 ②- 1	
11	藤 吉	7.4.11	5.5.7.0		
12	安 左 衎 門	7.2.03	5.5.0.9	②- 1	
13	名前記入もれ	7.1.20	5.5.4.8		
14	善 左 衎 門	6.7.15	5.6.1.7	④- 1	④仁左衛門分
15	清 左 衎 門	5.9.03	5.6.4.5	④- 1 ②- 1	
16	治 郎 兵 衎	4.8.12	4.5.6.0	④- 1 ②- 1	
17	当 右 衎 門	4.2.27	2.7.7.9	④- 3	④1は川越屋敷 高の内1反1畝
18	又 兵 衎	3.2.18	3.0.8.0	④- 1	
19	勇 助	1.6.06	1.4.6.2		
	小 計	18.8.9.08半	157.4.8.7	④- 28 ②- 1 ②- 15	
20	(入作) 覚右衛門	2.6.03	2.3.2.2		
21	(平歳分)	10.2.21	9.1.3.7	④- 1	④平多屋敷分
22	(儀平分)	8.8.26	7.8.0.2	④- 1 ②- 1	
23	(源右衛門分)	8.4.27	6.3.0.0		
24	(新兵衛分)	7.9.15	6.4.4.4	④- 1	
25	(喜平次分)	7.5.06	5.8.7.9	④- 2	米志んた屋敷
	小 計	4.5.7.08	37.8.8.4	④- 5 ②- 1	
	合 計	23.4.6.16半 (23.2.5.00半)	195.3.7.1 (197.6.5.6)	④- 33 ②- 1 ②- 16	
	外 荒 高		201.9.9.3		

(表三) 慶長13年の城後村百姓持高

	百姓名	総面積	分米	屋敷・かいち(その)数	備考
1	権右衛門	町反畝歩 2.8.6.24	石斗升合 25.6.28	④-4 ⑦-1 ⑨-4	
2	市郎兵衛	2.6.8.03	29.8.28	④-4 ⑨-2 ⑦-1	
3	十右衛門	2.3.4.16	15.9.5(余)	④-2 ⑦-2 ⑨-2	
4	太兵衛	1.4.4.23	10.5.7(余)	④-2 ⑨-2	
5	角兵衛	1.0.7.18	8.6.19	④-1 ⑨-1	
6	安左衛門	1.0.5.27	5.7.61	④-1	
7	加右衛門	8.3.03	8.3.39	④-1 ⑦-2	
8	市郎右衛門	7.9.09(余)	6.2.30(余)	④-1 ⑨-1	
9	作左衛門	7.6.12	6.7.80	④-1	
10	長之丞	7.3.06	7.1.80	④-1 ⑦-4	
11	半兵衛	7.1.15	6.2.38	④-1	
12	理兵衛	6.9.03	6.1.10	⑨-1	
13	口兵衛	6.0.18	4.2.61		
14	甚之口(亟カ)	5.8.18	6.1.20		
15	安兵衛	5.7.03	5.5.57	⑨-1	
16	助之丞	5.2.29	4.3.84	⑨-1	
17	源右衛門	4.1.09	4.0.83	④-1	
18	惣助	4.1.00	3.2.80		
19	空右衛門	3.9.09	4.1.51	⑨-1	
20	伝兵衛	3.5.16	3.1.05	⑨-1	
21	孫右衛門	3.2.24	2.6.59		
22	吉之丞	2.9.15	3.2.27	④-1	
23	半四郎	2.2.06	2.1.80		
24	吉蔵	1.9.09	1.1.58		
25	助左衛門	1.5.24	1.0.02		
26	麦順	1.5.09	1.3.64		
27	喜八郎	1.1.15	8.85		
	宮地	3.7.20	3.9.73		
	合計	21.7.0.23(余)	188.6.38(余)	④-3 ⑦-21 ⑨-15 ⑦-7	
④=屋敷 ⑨=かいち ⑦=屋敷畠 ⑦=その畠					

三 屋敷と屋敷烟

城後村の検地帳には屋敷と書かれたものが21筆あるが、井手野村の慶長帳・延享帳ともに1筆づつしか見られない。ところがこれと反対に屋敷烟の方は井手野村の両帳には非常に多いが、城後村には3筆しか見られない。それも井手野村のように屋敷烟と書いたものではなく、屋敷とは書き方が違うという程度のものである。

そこで、屋敷と屋敷烟の相違をみるために各帳の記載のし方を比較してみよう。次のA・B・Cは各帳から関係部分を抜萃したものである。

(A)	井手野村検地帳（慶長 ¹³ 年）	
(1)	屋敷 番 式 故 歩	式斗
(2)	屋敷拾五步	五升
(3)	屋敷烟	
(4)	上 烟 売 故 拾 式 步	壹斗四升
(5)	上 烟 売 故 拾 式 步	壹斗四升
(6)	屋敷 売 故 拾 式 步	壹斗四升
(7)	上 烟 四 故	四斗
(8)	道ノ下屋敷	
(9)	上 烟 三 故 拾 八 步	武斗八升三合
(C)	城後村検地帳（慶長 ¹³ 年）	
(1)	屋敷	与 (又左衛門) 介
(2)	屋敷	同
(3)	屋敷	同
(4)	屋敷	同
(5)	屋敷	同
(6)	屋敷	同
(7)	屋敷	同
(8)	屋敷	同
(9)	屋敷	同
(10)	屋敷	同
(11)	屋敷	同
(12)	屋敷	同
(13)	屋敷	同
(14)	屋敷	同
(15)	屋敷	同
(16)	屋敷	同
(17)	屋敷	同
(18)	屋敷	同
(19)	屋敷	同
(20)	屋敷	同
(21)	屋敷	同

(口) 一屋敷三畝 三斗

(作右衛門)

古屋敷

(十右衛門)
同人

(ハ) 一中畠九畝十五歩 五斗七升

右のようすに3冊の記載のし方がそれぞれ別個の形式をとつてゐるが、屋敷だけは3冊とも正確に「屋敷（舗）」と書いてあり、分米は上畠並みの石盛りをしている。（3冊とも上畠1畝1斗。）これはそのまま屋敷とあつかつてよいだらう。

村高は寛延4年の史料によるとほぼ似た井手野・城後両村であるのに、城後村は完結していない検地帳によつても屋敷を登録された者が13人（21筆）あるが、③井手野村の場合は同じ慶長13年に又左衛門の屋敷15歩の1筆しか屋敷が登録されておらず、しかも、又左衛門よりも經營面積の広い太郎右衛門や善四郎の屋敷が登録されていないのは何故だらうか。

宮川満氏のいわれるように④「実際には屋敷を持ちながら、特別の功労等によつて屋敷を免除地として待遇をうけた」ともあるうかとも考へられるが、城後村では中世の名家田北一族⑤の流れをくむ庄屋権右衛門をはじめ、ほとんどの者がこのような特別なあつかいを受けていないようあるのに、井手野村だけが、一・二の者だけならまだしも、又左衛門を除いて他の者が全員屋敷の登録免除を受けたとは考へられないことである。しかも、一三七年後の延享2年に至つても平之丞の屋敷1畝20歩だけを登録して、他の者の屋敷は免除になつていたとはちよつと考へられないことである。また慶長13年の又左衛門、延享2年の平之丞を除いて、他の者は庄屋有助（延享2年）をも含めて屋敷を持つていなかつたとはこれまた考へられることである。

では何故屋敷が検地帳にみられなかつたのだろうかという疑問がでてくるが、次のように考へられないだろうか。

(一) 先出の抜萃史料A-1の屋敷、B-1の屋敷、C-1の屋敷はともに屋敷と明記されており、あつかいは上畠あつかいである。

(二) B-1の屋敷、C-1の屋敷はともに「上畠」としてのあつかいが明記されている。

(三) A-1イの屋敷畠は上畠とは書いてないが石盛りは上畠並であり、B-1イの屋敷畠は「上畠」とそのあつかいを明記してある。

(四) 更にC-1ハの古屋敷はかつて屋敷であつたが、検地時にはすでに屋敷でなかつたらしく、同じ屋敷と呼んでも「古」がついただけで中畠としてしかあつかつていらない。

(五) B-1ニでは道下屋敷分、上畠4畝と書いてあり、こちらは「上畠」としてあつかつている。

右のようにながめてみると、この地方の検地の段階では普通の屋敷と、例えば堀立小屋式の家もことさらに区別せず、(屋敷そのものについては特別のあつかいをせず、)すべて上畠のあつかいをしたのではないだろうか。屋敷は上畠並に石盛りをすることは一般に行われているが、屋敷を上畠あつかいをするということから、他の検地帳ではあまりみられない「屋敷畠」なる語が生じ、井手野村ではこれが屋敷をさす語として使われたとは考えられないだろうか。

このように考えれば、井手野村に屋敷が1筆しかなく、屋敷畠が多いのも納得ができるであろう。そこで、本稿では以下煩雑をさけるために屋敷として記述することにしたい。

〔註〕

① 記載内容からみて城後村本村は元結しており、枝郷の萩原の一部(数紙)が欠けている程度である。

② 宮川満著「太閤検地論—第一部太閤検地の基礎的研究」(お茶水書房) 31 ~ 33頁

③ 田北フサ子文書

「寛延4年豊後国直入郡城後村銘細帳」によると慶長¹³年の検地高は「一八三石一斗七升二合」とあり、井手野村の「慶長帳」高は「一〇〇石七斗三合」実際には「一九七石三斗五升七合中」となつていて、

④ 宮川満著「前掲書」33頁

⑤ 大分県史料(13)「田北憲明文書」246 ~ 259頁

第二一 「かいち」の性格

一 屋敷とかいち

屋敷についてながながとながめてきたが、井手野・城後両村の検地帳・名寄帳で屋敷と同様に目につくのは「かいち」・「かいぢ」・「その」と呼ばれる土地が散見されることである。慶長13年の井手野村の検地帳には「とう尤」の屋敷と並んで「かみいち」と書かれているのが一ヵ所あるが、これは後世検地帳の転写をくり返す過程での「かいち」の読み誤りか、書き誤りではないかと考えられる。

また「かいぢ」と書いたものもみられるが、「かいぢ」と書かれた処もあるので「かいち」でも「かいぢ」でもよかつたのではないだろうか。ともあれ、「かいち」が多く使われているので本稿では便宜上「かいち」に統一して以下述べることにする。

両村の検地帳・名寄帳3冊の史料をながめると次のようないふるい数字があげられる。

井手野村の慶長帳をみると屋敷数は21筆、かいちは15筆ある。そして15筆のかいちは、

堀斗四升

与 吉

上畠 壱畠拾弐歩

堀斗四升

同 人

上畠 壱畠拾弐歩

堀斗四升

同 人

のようによつて記載されている。検地帳で屋敷の前後のいづれかに並べて記載されているということは、その土地が屋敷と接していることを示すものであろう。また21筆の屋敷のうち、かいちと接していない屋敷は6筆あるが、そのうち4筆はかいちに接した屋敷と接しているようであるので、かいちと無関係の孤立した屋敷は2筆だけである。

延享帳によつてみると、屋敷は33筆となつてゐるが、かいちは16筆である。作右衛門のかいち4畠歩の次の「上畠 壱畠三歩」の肩に「同所同断」と書いた処があるが、この「同所」は前の「かいち」をさすと考えられるので、かいちは16筆となりそうであるが、おそらく地続きであると考えられるので2筆1カ所として数えておきたい。ところで、これらのかいちが屋敷に接してい

るもの数えてみると、14筆の屋敷に接している。

右の作右衛門のかいちと、同所と書かれたかいちは、かいちが2筆続いているので屋敷と接するかいち数には変りはない。かいちが単独に記載されたものは1筆で、屋敷でかいちに接していないものは12筆となつていて。しかしこのうち2筆の屋敷は、当右衛門一人の屋敷であるが屋敷が地続きになつていて、完全にかいちと無関係の屋敷は12筆11カ所である。城後村検地帳を調べてみると屋敷は24筆で、かいち 17筆となつていて。

ここでも、先の井手野村の延享帳の場合と同じように権右衛門のかいち3畝²⁴歩と、同3畝3歩の間に「同所喜八郎分 上畑式十七歩」があるが、これも「かいち」の次に同所があるので、かいちと解釈すればかいちの筆数は17筆となる。このうち10筆のかいちは屋敷と接しており（右の権右衛門のかいち3筆は1筆の屋敷と地続きのようであるので、かいちと地続きになる屋敷は10筆と変らない。）かいちで完全に独立していいるものは5筆である。

また太兵衛の処をみると、検地帳には1筆間において屋敷とかいちが書かれているが、検地の道順の都合では接している土地でも筆が違えば離れて記載され得る場合があるので、太兵衛の屋敷とかいちとは統いしているものが離れて記載されたものかと考えてみた。

また、屋敷でかいちと接していないものは13筆11カ所となつていて。

以上、3冊の検地帳、名寄帳から右のような数字をひろいだしたが、これを表にすると表(四)のようになる。

井手野村の場合、慶長帳と延享帳とは記載方式が異なるうえに、一三七年も離れているのでそつくり比較することはできないが、屋敷の筆数は21筆から33筆へと増加しているのに對して、かいちの方は大きな変化はみることができない。

井手野・城後両村を比較する場合、両村とも慶長13年の検地帳があるので、これによつて比較しながら、屋敷とかいちについて考察してみよう。

井手野村の場合、15筆全部のかいちが屋敷と接しており、城後村では17筆中、10筆のかいちが屋敷と接している。これは率

(表四)

屋敷とかいち

村	年	A 屋敷筆数	C かいちを持つ屋敷	E, Cに接し 「かいち」の ない屋敷	G かいちのな い屋敷	I 「その」を 持った屋敷
		B かいち筆数	D 独立のかいち	F 「その」筆数	H 「そのだ」 筆数	
井手	慶長 13 年	A 21	C 15	E 4	G 2	I 0
		B 15	D 0	F 0	H 0	
野村	延享 2 年	A 33	C 14	E 7	G 12	I 0
		B 16	D 1	F 0	H 0	
城後村	慶長 13 年	A 24	C 10	E 0	G 13 (11ヶ所)	I 1
		B 17	D 5	F 1	H 6	

にして前者が 100%、後者が約 59% であるが、両村のかいちを合せるとかいち数は 32 筆となり、そのうち 25 筆が屋敷と接しているので、率にすると 78% のかいちが屋敷と接していることになる。

右の数字から考えてみると、「かいちと称される土地は、元来屋敷と地続きにあつたものではないか」とも考えられるのである。

表(一)・(二)・(三)をみるとほぼ共通していることは屋敷持百姓は、おおむね經營面積の広い者に多いが、この經營面積の広い百姓の所有している屋敷にかいちが接している場合が特に多いのである。そして、かいちが単独にあるか、屋敷が単独にある場合、言葉をかえれば、かいちか、屋敷を 1 筆しか持っていない百姓は概して經營面積が狭いようである。

尚、慶長 13 年に井手野村の又左衛門が所有していた屋敷畠 2 畠、かいち 1 反 2 畠 3 歩は、一三七九年の延享 2 年には同村庄屋¹ 有助が所有している屋敷畠 1 反 2 畠 3 歩、同 2 畠がこれに当るようであり、かいち 1 反 2 畠 3 歩は屋敷畠に名目が變っている。そして、有助はこの他にかいち 5 畠 3 歩のついた本屋敷 3 畠ほか屋敷 5 筆、都合 8 筆の屋敷を持つている。しかし、有助が居住していたのは本屋敷であろうから（本屋敷とはこれで呼ばれたのである）、よい屋敷 村の有力者の屋敷には「かいち」が付属していることが本来の姿であったのかも知れない。

とすれば、検地帳や名寄帳に「屋敷畠」と書かれているものでも、「かいち」が付属しているか否かで、屋敷を主体としたものである場合と、血縁分家の一族または名子使用人等を住まわせる家が建っているが、家よりも畠に重きをおくる屋敷畠の場合に分けられるのではないだろうか。

どの屋敷畠が前者で、どれが後者だとは即座に断定しかねるが、そのためには「かいち」の有無によつても或る程度つくのではないだろうか。尚城後村の場合、かいちが単独にあるものが見られるが、これは住居よりも耕地としての方方が重視され、極小規模な住居（出作小屋的な）であつたのかも知れない。

城後村にはかいちの他に「その」「そのだ」という名称の土地が7筆あり、そのうち「その」は「かいち」と同じように屋敷に付属した土地であり、「そのだ」は独立して1筆ごとにあるがこれらは項を改めて考察することにしたい。

一一 かいちの面積

かいちは屋敷に付属した土地ではないかと考えてみたが、今度はかいちがどのような面積であるのかを考えてみよう。かいちの面積がどのようにになっているかをまとめてみると表(五)のようになる。

井手野村の場合、慶長13年にはかいち筆数15筆中、1畝未満のかいちは2筆みられる。1畝台は4筆、2畝台は3筆で、1・2畝台のかいちは全体の約47%をしめている。3畝台が1筆、4畝台が2筆みられる。そしてやや離れて9畝台が1筆、1反台が1筆あり、最高は1反2畝3歩の1筆がある。

同村の延享2年の名寄帳をみるとかいちの筆数は16筆あるがその内わけは1畝以下のかいちが見られなくなつて、1畝台が5筆となり、2畝台も同じく4筆と1筆増えている。3畝台も3筆と2筆増えているが4畝台は慶長帳と同じ2筆である。そして5畝台は新しく1筆生れ、9畝台は前回と同じ1筆である。

しかし慶長13年に見られた1反台と1反2畝台の2筆が姿を消しているのが注目される。尚右の内、作右衛門のかいち2筆を個々に数えたので1畝台が5筆となつたのである。

城後村の場合をながめてみると、かいち筆数17筆中1畝台が2筆、2畝台が2筆と井手野村に比べると少いが、3畝台が7筆と多くみられ、3畝台だけで全体の約41%に達している。そして4畝台がなく5畝台が3筆、8畝台が1筆、1反1畝台が1筆となつてゐる。また小さい處では27歩の1畝以下が1筆ある。

そこで両村の慶長13年の数字をながめてみると、1反以上のかいちは32筆中3筆で全かいちの9%強であるのに対し、5畝以下1畝までのかいちは24筆で全かいちの75%に達している。

それでこの両村の慶長13年の検地帳にみる数字に関するかぎり かいちの面積は1畝から5畝が一般的であつたといえそう

(表五)

かいちの面積別による分布

村	年	1畝 以下	1畝 ~ 1.29	2畝 ~ 2.29	3畝 ~ 3.29	4畝 ~ 4.29	5畝 ~ 5.29	6畝 ~ 6.29	7畝 ~ 7.29	8畝 ~ 8.29	9畝 ~ 9.29	1反 ~ 10.29	1反 1畝 ~ 11.29	1反 2畝 ~ 12.29	計	
井手	慶長 13	2	○ ○	4○	3	1	○					1○	1		1	18
野村	延享 2		○ ○	5○ ○	4	3	○	2○	1			1○				16
城後村	慶長 13	1	2	2	7			3			1			1		17

(註) ○印は、慶長13年から延享2年まで続いた「かいち」数。

(表六)

慶長13年から延享2年まで続いた屋敷

慶長13年 檢				延享2年 ④			
備考	総面積	所有者	(小字) 屋敷畠面積 かいち	所有者	総面積	備考	
	町反畠 歩 4.0.8.11	太郎右衛門	(道下)畠 歩 (ア) 0.24 (カ) 4.00	作右衛門	町反畠 歩 1.0.2.28半		
	2.5.3.06	又左衛門	(道下) (ア) 2.00 (カ) 4.00	万右衛門	1.4.8.00		
	9.0.27	源七郎	(おさきもと) (ア) 1.00 (カ) 1.00	清右衛門	1.3.8.18		
	2.2.0.00	彦六	(おさきもと) (ア) 2.00 (カ) 1.21	治右衛門	1.3.8.00		
	8.9.18	源十郎	(井の上) (ア) 3.00 (カ) 9.00	松右衛門	9.7.01		
	1.8.1.24	与三郎	(山ノ下) (ア) 1.12 (カ) 1.03	平之丞	1.5.9.15		

註 (1) 檢=検地帳 (2) ④=名寄帳 (3) (ア)=屋敷畠 (4) (カ)=かいち

である。とはいへ、城後村の庄屋權右衛門屋敷と接したかいち³畝⁸歩の他に²⁷歩、³畝²⁴歩のかいちは地続きになつてゐるようになり、これらを合せると⁷畝²⁴歩とかなり広いものになり、また延享²年の井手野村の庄屋有助も⁵畝³歩のかいちは持つてゐるので、有力者のかいちはかなり広かつたようである。

それで、先に見た⁹%強の¹反以上のかいち、或は⁹畝のかいちがあることにも注目しておく必要があろう。

次に井手野村の慶長¹³年と延享²年のかいちの実態を比較してみなければならないが、それは項を改めて試みたい。

三 かいちの田品

「かいち」なる土地は一体どのような土地であるのか、ということの究明が残されているが、検地帳や名寄帳によつてみると例外なく畑であることがわかる。そして延享²年の井手野村の名寄帳の儀平分のかいち²畝²⁴歩の¹筆が下畑であるほかは、すべて上畑であることも共通している。

しかし城後村の十右衛門のかいちは「上畑五畝」となつてゐるが、分米は「四斗」と中畑並の石盛りである。^① また同村の太兵衛のかいちは「上畑三畝武拾武歩」に対し分米「武斗九升九合」、同村市郎右衛門のかいちは「上畑武畝拾五歩」に對して分米「武斗」といづれも石盛りは中畑並である。

この三人分のかいちは検地帳の登録は上畑であるが、石盛りの面からみると中畑であるという矛盾がみられ、即座にいづれであるか断定しかねるけれども、井手野村の延享帳に下畑のかいちが一例あつたことから考え合せて、中畑のかいちもありうるだろうからかいちの田品は井手野・城後両村とも「検地帳の範囲では畠地であり、地味の上下には関係なくかいちとしている」ようである。

〔註〕

① 石盛は上田¹畝当¹斗³升、中田¹畝当¹斗¹升、下田¹畝当⁹升、上畑¹畝当¹斗¹升、中畑¹畝当⁸升、下畑¹畝当⁶升で行つてゐる。

第二 「その」の性格

城後村の検地帳に「そのだ」が6筆、「その」が1筆みられるが、「そのだ」は5筆が田であり、1筆は畠である。「その」は市郎兵衛の所有であるが、検地帳には次のように記載されている。

(1)	一、屋敷壱畠三歩	三斗壱升	(市郎兵衛)			
(1)	一、上畠式畠七歩	壱斗六升	同	人		
(1)	一、屋敷壱畠八歩	壱斗六升	同	人		
(1)	一、下畠式畠	六升	同	人		
(1)	一、屋敷拾八歩	壱斗武升	同	人		
(1)	一、上畠式畠	壱斗	同	人		

(1)・(1)・(1)及び (市郎兵衛)は筆者註)

これによつてみると、「その式畠」は市郎兵衛の屋敷(1)に付属した土地と考えられ、先にみた「かいち」とその性格は同じものと考へてもよさそうである。

(1)の屋敷と(1)の屋敷に付属した畠地は共に「かいち」と書かれており、その間にはさまれた(1)の屋敷の付属畠が「その」と書き分けられているのを見ると書き誤りではなさそうであり、明かに「かいち」と「その」とを区別してあるように見うけられるが、何か基準のようなものがあつたのだろうか。あつたとするならば「その」と「かいち」を分けた基準なるものは何か、ということになるが、検地帳に記載されている「かいち」は上畠と下畠があり、「その」は下畠で区別するよりどころがみら

れず、面積の点でも第(五)表に見るように「かいち」の面積はまちまちであるのでこれも区別する基準にはならない。屋敷の面積でも同様のことがいえるので、結局、付属畠の地味の上下によつて「かいち」・「その」という呼び分けがなされたとは考えられそうにない。

しかも城後村には「そのだ」が6筆あり、先に述べたように上田・中田・上畠に分れており「その」と合せて7筆のものが地味・田品ともにまちまちであることも「かいち」・「その」を区別する基準を不明にしている。

さらに文禄2年の「豊後国日出庄指出帳」①の中には、「その」が若干みられ、また慶長3年の「豊後国海辺郡小佐井御検地帳」②の中にも「宮その」・「中その」などの小字がみえ、いずれも田品は、田あり、畠ありと一定せず、更に地味も中田、下田、中畠などと一定していない。

このようにながめてくると「その」は「かいち」同様に田品・地味ともに不定であり、「その」の性格はほぼ「かいち」と同様のものと考えられるが、「その」と「かいち」を区別する基準は検地帳段階では発見できそうにない。結局、検地以前にさか登らねばならないだろう。

〔註〕

- ① 大分県史料 19 「近世庶民史料2」
- ② 大分県史料 18 「近世庶民史料1」

第四 村落とかいち・その

今日、井手野村の村落はかつての同村本村である井手野と水ヶ迫・笠平の3カ所にそれぞれ集つて今日の直入町原口部落を構成しており、城後村は本村と萩原に民家があり同町城後部落を構成している。(略図参照)

ところで、慶長18年の検地当時はどうであつたろうか。井手野村からながめてみると次のようになつてゐる。

かいちを持った屋敷の所在地は平畑に 5 カ所、道ノ下に 2 カ所、おさき本に 2 カ所、井の上に 1 カ所、天神平に 1 カ所、山ノ下に 3 カ所、茶えんのもとに 1 カ所の計 15 屋敷となつてゐる。これを現在の村落の位置と比較してみると、「平畑」は現在の井手野の東端の方にその地名が残つてゐるのでここに比定できる。

「道ノ下」という地名は現存していないが、右の平畑に統いて検地帳に道ノ下が記載されてゐるので平畑の付近を調べてみると、平畑の西側一現在の井手野の中心部に庄屋屋敷跡があり、高札場と呼ばれている処があることがわかつた。ここを慶長 18 年頃の道ノ下と断定する直接の材料はないが、平畑の続きであり、しかも庄屋屋敷跡がみられることから少くともこの近くではないかと考えられる。それで仮りに庄屋屋敷跡付近が道ノ下だとすれば、現在の井手野にかいちを持った屋敷が 7 カ所あつたことになる。

更に、検地帳の記載順に現存する地名を追つてゆくと「天神平」と「茶えんのもと」はともに今日の水ヶ迫にあることがわかつた。「おさき本」「井の上」「山ノ下」の 3 小字も検地帳に見える前後の小字から考えて当然、水ヶ迫の中になければならないよう考へられる。

それで今日の水ヶ迫には少くとも天神平・茶えんのもとの各 1 カ所の屋敷 2 カ所があつたことがわかつたが、今後の調査では更に 6 カ所増加する可能性が残されている。

屋敷の所在地のおおよその見当がついたが、その屋敷がどの位置にあつたものかはまつたく不明である。更に村の古老人に「かいち」について尋ねてみると、「今日の屋敷の近くの菜園を「かいち」と明治末頃まで呼んでいたのを聞いたことがある」という話を聞くことができたが、今日では「かいち」と呼ぶならわしは残つていない。それでかいちの現在の姿を知ることはついにできなかつたが、屋敷に接した菜園がその名残であるうか。

ところで、右に見た慶長 13 年の井手野村の屋敷は一二七年後の延享 2 年にはどうなつてゐるだらうか。慶長 13 年から延享 2 年まで続いていると考へられる屋敷を(一)屋敷とかいちの面積がそれぞれ同じもの、(二)同じ小字にあるものの二点によつてな

がめてみると、表(六)に示すようにわずか6カ所しか検出することができない。

慶長帳にみられる平畠の屋敷は延享帳にはみられず、道ノ下の太郎右衛門の屋敷（屋敷畠24歩・かいち4畝）と、又左衛門の屋敷（屋敷畠2畝・かいち4畝）の2カ所の屋敷が、延享帳では前者が作右衛門、後者が万右衛門の屋敷にそれぞれなつてゐると考えられる。面積が同じというだけでは慶長帳・延享帳の記載方式が異なるので正確に同じ屋敷だとは断言しかねるが、作右衛門の屋敷の近くに「道ノ下」という小字がでているのでほぼまちがいないであろう。

万右衛門の場合も慶長帳の又左衛門の屋敷の近くにみえる「いの」「いの上」などの小字が万右衛門の屋敷の近くにみられ、屋敷の面積が同じであるのでほぼ同じ位置と考えてよいであろう。

今日の井手野本村は、「道ノ下」かと考えられる処にある庄屋屋敷跡をほぼ中心に民家が散在しているが、延享帳によつてみると慶長帳の時に屋敷のあつた平畠には1筆も屋敷がみられないで、慶長¹³年以降、延享²年までの間に何らかの理由で屋敷を西の方に移動させたことが想像できる。

また慶長帳で「おさきもと」にある源七郎の屋敷（屋敷畠1畝、かいち1畝）は、延享帳では清右衛門の屋敷のようになり、後者には「尾崎」と小字が書かれており、少し字不足ではあるがこれは同じ小字ではないだろうか。とすればこれは同じ屋敷といえるかも知れない。

慶長帳の彦六の屋敷（屋敷畠2畝・かいち1畝21歩）は延享帳では治右衛門の屋敷のようにあり、前者が「おさきもと」、後者が「おさき」と小字名が少し違うが、清右衛門の場合と同じ屋敷ではないだろうか。

慶長帳で「井の上」にある源十郎の屋敷（屋敷畠3畝、かいち9畝）は延享帳では松右衛門の屋敷となつてゐるようである。延享帳には慶長帳にある「井の上」という小字はみられない。しかし慶長帳では「天神木平」という小字が屋敷の次いでており、延享帳では「天神平」と屋敷の次いでてくるので、「天神木平」と「天神平」と「木」の一字が違うが、先の「おさきもと」「おさき」同様に同じ小字と考えてよいのではないだろうか。とすればこれも同じ屋敷と考えられそうである。また、慶

長帳で「山ノ下」にある与三郎の屋敷（屋敷畠 1 畝 12 歩、かいち 1 畝 3 歩）は、延享帳では平之丞の屋敷になつてゐる。あり、延享帳には「山ノ下」の小字はみられないが、両帳とも屋敷の近くに「太田」という小字がみられ、屋敷の前後の小字のでべき方から考えてほぼ同じ位置の屋敷と考えられそうである。

このようにながめてみると、慶長 13 年にかいちを持つた屋敷が 15 カ所あつたのに、一三七年後の延享 2 年には 6 カ所しかみることができず、他の 9 カ所の屋敷はかいちを失つた屋敷に格下げになるか、または田や畠に変つたのだろうか。慶長帳の平畠にあつた又左衛門の屋敷畠 2 畝歩と、最大面積のかいち 1 反 2 畝 3 歩は、延享帳では庄屋有賄所有の屋敷畠 2 畝と、同 1 反 2 畝 3 歩の 2 筆として登録されているものに当るようである。有助は別にかいち 5 畝 3 歩を持つた本屋敷 8 畝を持つつているので、右の 2 筆の屋敷畠はかいちなしの屋敷畠となつたわけである。

このようにかいちなしの屋敷になつたり、かいちが屋敷畠になつたり或は田畠に地目が変つたかしている一方、先の 6 カ所の一三七年間続いたと考えられる屋敷に加えて、延享帳には新たに 8 カ所のかいちを持つた屋敷が作られている。しかし慶長 13 年のかいちを持つ屋敷と、延享 2 年のかいちを持つた屋敷は、後者の方が 1 カ所少くなつてゐる。

以上のことから考えられることは、屋敷数は増加しているのに、かいちを持つた屋敷は逆に 1 戸少くなつてゐるが、これはかいちを持つ屋敷が何か社会的地位または実権などを象徴するシンボルになつていたということはできないであろうか。先の「かいちの面積」の頃で少しふれたが、庄屋のかいちはかなり広いのはこのことのあらわれではないだろうか。

とすれば新たに屋敷を作り、かいちを設ける場合、そのかいちの面積が問題となりそうであるが、検地帳に記載された面積だけでは正確にうかがうことはできない。また同様に屋敷の面積とかいちの面積との間には何ら法則らしいものもみい出すことはできない。

城後村の場合をながめてみると、検地帳の 4 頁までは検地帳方式で記載されているが、5 頁以下は名寄帳になつており、本村分と萩原分とにはつきり区別して記載されている。このため、検地帳に見られる小字のすべての所在地を確認することはで

きないが、検地帳の本村と萩原がそのまま現在の本村と萩原に当るようである。それで屋敷の所在地をみると、本村に6カ所、屋敷と「かいち」または「その」がそろつた処があり、萩原に四カ所の屋敷を比定することができ、ほぼ今日の村落の位置と一致していることがわかる。

第五まとめ

以上、井手野村、城後両村の慶長13年と延享2年の検地帳、名寄帳にみられる「かいち」と「その」について考察をしてきたが、これをまとめると次のようになる。

(一) 「かいち」という言葉は明治末頃まで残っていたらしいが、検地帳によつてみると「かいち」とは主として屋敷と地統きの畠地であり、一般に経営面積の大きい百姓の屋敷に付属している。そして「かいち」の有無は社会的地位の象徴となつたのではないかと考えられ、これを裏づけるように庄屋のかいちは比較的広い。

「その」にも「かいち」と同じ性格のものがみられる。

「かいち」・「その」とともに田品・地味は一定していない。

(四)(三)(二) 「かいち」の面積は5畝以下が75%で一般的のようであるが、かいちの面積と屋敷の面積の間には一定の法則とでもいいうようなものは検地帳の段階では見出せない。しかし「かいち」の広いものでは1反前後の「かいち」があることが注目される。

(五) 慶長13年にかいちであつた処が、延享2年には屋敷畠になつてゐるもののがみられる。

(六) 「かいち」または「その」を持つ屋敷の所在は両村とも今日の村落とほぼ同じ位置に見出され、井手野村では慶長18年から延享2年まで続いているかいちと屋敷が6カ所みられる。

以上のことから「かいち」または「その」を考えてみると、民俗学・歴史学・人文地理学など各分野から研究されている垣

のを訛つて「かいち」と呼ぶ處のあることが明らかにされており、本稿の「かいち」を比べてみると垣内の訛つたもののように考えられる。(後述)

更に柳田国男先生は「垣内の話」(2)の中で「垣内は園ノソノ・ソノノとも同じ性格」のものであることを述べておられる。先に見た城後村の「その」はわずかではあるが、その性格は「かいち」とまったく同じと考えられることから、先生のいわれる「ソノ」と本稿の「その」とは同じものということができよう。

右のような観点から「かいち」や「その」は垣内の一の姿であるといつてもよいのではなかろうか。

ここで垣内の研究をながめてみると、柳田国男先生は先出の「垣内の話」の中で垣内の呼び方には(一)方角や所在を示す語を冠しているもの、(二)人名や職名を冠しているもの、(三)遠くから目標となるような樹木の名を冠しているものの三種類があることを述べておられ、更に「屋敷または屋地」というのと垣内との関係を考えてみるのが順序ではないか」と垣内研究の方向づけをしておられる。また歴史学の立場から渡辺澄夫博士は「均等名の研究」(3)の中で、「元来一反一戸で垣内が作られていて、家族員の増加により垣内の細分化が行われるようになり、垣内の聚落化があらわれた」ものであることを述べておられる。更に直江広治先生は「垣内の研究」(4)で「垣内には多種多様な呼び方があり、全国的に分布している」ことを実例をあげて指摘し、その中に「カイチ」もかなり広範囲に分布していることをあげておられる。そして垣内の意味する内容から次のように分類しておられる。「(一)地名の結合、(二)部落の共有林、(三)同族集団、(四)屋敷の一部分、(五)一区画の屋敷地、(六)屋号、(七)区画された一団の耕地、(八)一区画の原野、(九)地字名」に分類され、「耕地並びに付属草地を囲んだ新開墾の一区画が垣内の原初形態で、このような垣内の原初形態が出作小屋としての田屋を媒介として住居を内包した個人の垣内になった」と推定しておられる。

このように垣内についての諸研究をみてくると垣内の古い形は渡辺博士や直江先生のいわれるよう、「古くは耕地や付属草地を囲んだ新開墾の一区画(畿内の例では1反1戸)の垣内であつたものが、家族の増加などで次第に細分化され、そこに村

落が出現した」が、この結果右に見た直江先生の分類のように多くの垣内が出現するに至つたのである。

本稿であつかった「かいち」と同様に訛る垣内の分布をみると宮城県（北陸）、福井県（中部）、京都府、大阪府、兵庫県（近畿）、鳥取県（中国）と広範囲に分布しており、(5) この中には(1)「民家の周囲の自分の畑をカイチを呼ぶ」もの、(2)「家の近くの自分の田畑がカイチである」もの、(3)加えて「カイチが広い狭いと普通名詞に使つてゐる処」があること、(4)「山林を含まない耕地一私有地がカイチ」であるものなどがあり、井手野・城後両村の検地帳にみられる「かいち」とまったく同じように呼んでいるもののがかなりある。

以上みてきたことから井手野・城後両村の検地帳にみられる「かいち」はまぎれもなく垣内の訛つたものであるといへよう。そして本稿であつかった諸かいち（垣内）は古来の形がだんだんうすれて(1)屋敷に付属してはいるが屋敷の一部となつていてないもの、(2)屋敷とは別個に孤立して「かいち」が存するという独自の姿を作り出している。

検地帳からかいちの古い姿をさがし出すのは困難だが、井手野村の慶長帳にみられる又左衛門のかいち 1 反² 畝³歩が延享帳では有助の屋敷畠になつてゐるのは、かいちから屋敷に成長したものとして注目してよいのではないだろうか。しかしこの場合畠であつたから屋敷になり得たのであつて田、或は田になる可能性のある処では屋敷にならなかつたかも知れない。

検地帳の段階では「かいち」・「その」とともに方位、人名、樹木等を冠した例はみられないが、両村以外の現存する各地の園にはこれらを冠しているものを見ることができる。染矢多喜男氏は「字名の園は律令時代の園地の流れをくむもので、在家を意味する園であろう」(6)と理解しておられるように、豊後地方には在家を意味すると考えられる園が多く残つてゐるが、垣内はまだ報告されていないので今後はこれらの園と検地帳にみられる「かいち」などを合せての研究もすすめたい。尚近隣の檢地帳(7)（年代は若干降るが）には「かいち」なる語が見出せないので井手野村、城後村のみにあるのは何故だろうか。またその「かいち」という語が明治末頃までは残つていたが今日では名残さえ留めていないは何故だろうか。研究不足のため意を尽せなかつたところや浅学のため舌足らずとなり、多くの疑問や綿密な研究を要する点も多く残つてゐるが、これらについて

は今後解決してゆきたいと思つてゐる。先学諸氏の御批判、御叱責を賜れば幸である。

〔註〕

① 直江広治「垣内の研究」東京教育大学文学部「史学研究」（昭和33年3月）12～13頁

② 柳田国男著「垣内の話」（定本柳田国男集第29巻）筑摩書房（昭和29年5月）349～350頁

③ 渡辺澄夫著「畿内庄園の基礎構造—均等名庄園の研究」吉川弘文館（昭和31年）60～64頁

④ ⑤ 直江広治・前掲論文6～14頁

⑥ 染矢多喜男著「地名覚書」いづみ書房（昭和37年11月）24頁

⑦ 例えば元文四年の中川領の湯原組社家村検地帳・長野組長野村検地帳（直入町戸伏家文書）や有氏組小柳村検地帳（久住町武藤大六文書）ほか多数の検地帳に一ヵ所も「かいち」はみられない。

〔追記〕

(一) 本稿脱稿後、田北フサ子氏方を再度訪れ、文書調査を行つたが、城後村・釣小野村²村の絵図及び、釣小野村の検地帳に「かいち」が記入されているのを知ることができた。これらは近く「続直入郡地方の『かいち』の考察」として報告したいと考えている。

(二) 7月17日に現地調査を行い、水ヶ迫方面の小字について御教示をいただいた古老人の吉田滿翁がわずか1カ月後に訪れた時には他界されていた。翁のご冥福を祈りたい。